

## 2016年10月より、口座開設時の確認方法が変わります。

新規口座開設をご検討中のお客様はご一読をお願いします



改正後の犯罪収益移転防止法(※)が2016年10月1日に施行されることに伴い、以後、ひふみ投信の口座開設を行なうときの確認方法に一部変更が生じます。

### ◆ お客様が「外国PEPs」に該当するかどうかを確認させていただきます (外国PEPsとの取引に際し、厳格な取引時確認が必要となります)

PEPsは「Politically Exposed Persons」の略で、外国PEPsとは外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族等を指します。

外国PEPsに該当する方は、以下のとおりです。

- ① 外国の元首及び過去外国元首であった者
- ② 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
  - 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
  - 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - 中央銀行の役員
  - 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員(我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定されます)
- ③ ①及び②の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む)、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子)
- ④ ①～③が実質的支配者である法人

### ◆ 法人口座の開設には、「実質的支配者(※)」に該当する方を特定し、その方の氏名・住所・生年月日も確認させていただきます

なお、2016年9月26日より、当社では上記の確認項目を追加した口座開設申込書を交付いたします。口座開設をご検討中のお客様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

#### 【以前に交付された口座開設申込書をお持ちのお客様】

2016年9月26日より前に作成された口座開設申込書には、上記の確認項目がございません。お手元の申込書を10月以降にご提出(当社着)予定のお客様で、前述の外国PEPsに該当なさる場合には、投函前にコミュニケーション・センターまでご連絡くださいますようお願いいたします。また、法人口座のお申込については、追加の書類提出をお願いすることになりますので、ご了承願います。

(※) 犯罪収益移転防止法・・・犯罪(例：麻薬などの不正取引など)による収益やテロ資金が金融商品取引に利用されたりすることのないように、金融機関がお客様の本人確認を行なうことなどを義務付けている法律です。

(※) 実質的支配者・・・法人の議決権(株式等)のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人を指します。

お問い合わせ・ご連絡先  
レオス・キャピタルワークス(株)コミュニケーション・センター  
電話：03-6266-0123 (平日9時-17時) メール：cc@rheos.jp